

生活文教常任委員会

平成 29 年 12 月 8 日（金）

午前 10 時 00 分開 会

○濱中委員長 おはようございます。

ただいまより生活文教常任委員会を開催いたします。

本日の議案は、議案第 63 号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定についてでございます。

それでは、始める前に、まず市長のほうから御挨拶いただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、生活文教常任委員会を開催していただきましてまことにありがとうございます。さて、本委員会に付託されています議案につきましては、議案 63 号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定についてであります。議案につきましては、市民サービス課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○濱中委員長 それでは、説明に入りたいと思います。

○内山市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

最初に通知をさせていただきます。今回市民サービス課から上程しております議案につきましては、議案第 63 号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定についてでございます。

まず、施設の名称は、尾鷲市斎場、指定管理者を有限会社小倉葬具店、指定期間につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。通知をさせていただきます。

それでは、資料 1 の尾鷲市斎場指定管理者の指定について、1 ページをごらんください。

まず、2 番目の丸項目、今回の指定管理に関する予算措置について御説明をさせていただきます。

尾鷲市斎場指定管理料につきましては、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5

年間の債務負担行為が来年3月31日で満了になることから、新たに平成30年度から平成34年度までの5年間として、限度額を7,521万1,000円と定め、平成29年第3会定例会において、議案44号、平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）における第2表債務負担行為補正で議決をいただいたところでございます。

指定管理者の選定の流れとしましては、10月2日に尾鷲市に火葬及び通夜、告別式、貸し室管理業務の登録を行っている5団体に対して通知を行ったところでございます。10月31日には、尾鷲市斎場指定管理者選定委員会を開催し、市内の1団体参加によるプレゼンテーションを行いました。

選定基準につきましては、1、運営業務に関する事項、2、団体の財務状況に関する事項、3、業務実施に関する事項、次ページをお願いします。④として、管理運営体制（組織及び人員）に関する事項、⑤収支計画の策定、経費縮減の取組み、以上の項目で審査を行い、審査員6名が200点満点で採点を行いました。

採点結果につきましては、998点ということで、1社のみ応募のため、7割以上の得点、840点を最低得点水準と定め、選定を行ったところでございます。

1社のみ応募の場合、指定管理候補者の選定に当たっては、尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により、一定の特定水準を満たしている事業者から候補者を選ぶこととしており、この一定の特定水準をどの程度にするかは各選定委員会で決定をしているところでございます。

今回の選定理由につきましては、選定委員会において尾鷲市斎場の指定管理者募集要項、尾鷲市斎場の指定管理者業務仕様書及び事業者から提出されました事業計画提案書及び収支予算書等に基づきプレゼンテーションを実施し、選定基準に基づき審査した結果、有限会社小倉葬具店を次期指定管理者候補として選定したものでございます。

また、予算に係る歳出につきましては、債務負担行為として、限度額7,521万1,000円を定めておりますところですが、今回、管理運営費の提案書の費用といたしまして7,241万1,000円、債務負担行為と管理運営費、提案書における差額280万円につきましては、平成30年第1回定例会で債務負担行為補正として減額を予定しているところでございます。

以上が、議案についての説明となりますが、本市の斎場につきましては、昭和62年4月供用開始し30年余りが経過しておりますが、炉全体の耐火物のオーバーホールは行っておらず、保守点検において、れんが構造の複雑さから部分修復によ

る修繕は不可能で、炉全体の耐火物をオーバーホールする必要があるとの指摘を受けているところでございます。このことにつきましては、昨年、尾鷲市斎場改修計画を取りまとめ、課長調整会議で検討を行っており、整備費につきましては、概算で1億2,200万円という数字が示されております。

しかし、さきの生活文教常任委員会の視察において、指定管理者側から、利用者の意見として、トイレの整備等についての改善要望が出ていることを踏まえまして、どの程度の費用でトイレ等も含めて施設の改修ができるのかを判断するために、平成30年度に新たな改修計画の策定を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、議案に対する説明につきましては以上でございます。

○濱中委員長 ありがとうございます。

この議案につきましては、質疑のほうでもかなり詳しく説明をいただいております。この件に関しまして、さらに御質問がある方は挙手をお願いいたします。

○野田委員 債務負担行為が7,521万1,000円、限度額、そして管理運営費の提案書が7,241万1,000円ということで、下がっているんですけども、5年前と比較すると約400万ぐらいがふえておる状態になるわけで、それは、先ほど言った選定基準の中の経費削減の取り組みというのが、⑤のところでは30点と、経済性というものはあるんですけども、そこら辺はどうなんですか、400万ぐらい上がっておるということは。

○内山市民サービス課長 指定管理料の限度額の額の上まっている点でございますが、主に、平成31年度は消費税のアップも含まれております。また、施設の従業員につきましても、昇級の措置等も踏まえて額が上がったというようなことでございます。また、管理者側の経費削減策としましては、いろいろ事前に、故障する前に修繕を行うとか、施設の夜間の警備とかにつきましても、小倉葬具店につきましては前に事務所がございますので、警備も24時間自分のところでやるというようなことで、外注せずに経費の削減を図るなど、取り組んでいただいていると聞いております。

以上でございます。

○野田委員 それと、30年度に改修工事の見直しを図るということでは言われたんですけども、そこら辺は管理運営者との話というのは常にやられる状態にあるんですか。

○内山市民サービス課長 現在も、施設の状況につきましては、年に施工業者の宮本工業所のほうで定期点検を行っております。定期点検の結果は、随時市のほうにも報告されて、早急な修繕が必要な場合は市のほうで修繕を行っている状況でございます。

以上でございます。

○濱中委員長 ほかの方、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 そうしましたら、議案については以上ということで、次の報告事項、よろしく申し上げます。

○内山市民サービス課長 それでは、今回、報告事項といたしまして、資料のほうには国保財政の県一元化についてということが載せてございますので、資料に基づいて説明をさせていただきます。

資料の2をごらんください。3ページでございます。

平成30年度からの国保事業の県一元化に伴いまして、市町が県に納付金を納めることとなります。今回は、11月29日に市町国保広域化連携会議において、県が平成30年度の県と各市町の当初予算編成に推計した市町の納付金や保険税額が示されましたので、その内容を御報告させていただきます。なお、説明資料において、ふえるとか、減るという表現がありますが、これは、30年度から県に一元化されるに当たり、直近の28年度の決算数字をもとに納付金相当額や保険税額を算定したものの対比の結果をあらわしているものでありまして、仮に平成28年度から県一元化が開始されたと想定した場合に、納付金額及び国保税額がどうであったかという試算結果であることをまず補足させていただきたいと思っております。

それでは、3ページをごらんください。

繰り返しになりますが、1、2に記載されているとおり、平成30年度から、国民健康保険の財政運営が県に一元化されます。また、健康保険証の発行や高額療養費等の申請手続などの各種手続や保険税の賦課徴収につきましては、これまでどおり各市町が行うものでございます。

3の制度改正を原因とした市町の負担増はありませんというところを説明させていただきます。今回、平成30年度の県当初予算、各市町の当初予算を編成するために必要な各種推計値や国と県の新しい交付金等の配分ルールに基づいて、県が必要な費用の推計を行いました。今回の制度改正に伴って、県は制度が変わることによる増額が生じた場合は全て補填することとしましたので、集めなければなら

い保険税がふえる市町はなく、三重県内29市町全ての負担が減少する結果となりました。

4、制度改正にかかわらない保険税の増減は一定見込まれますというところで、県全体での被保険者、国保加入者の数は約2万1,000人程度減少すると予測されています。また、医療の高度化や患者の高齢化に伴い、医療給付費は増加傾向にあり、平成28年から30年度の2年間で県平均では1人当たり6.1%の医療費の負担増の推計となっております。こうしたことから、国保加入者1人当たりで考えると負担がふえる場合があります、国保加入者の減少が著しい市町においては、この影響額が大きくなる傾向があります。

それでは、4ページをごらんください。

30年度からの国保財政運営の仕組みとしましては、下の図のように、県が、市町が医療費等の給付するために必要とされる費用、納付金を推計し、市町から徴収します。県は、各市町から納められる納付金に国や県一般会計からの交付金等を加えたものを特別会計として設置、管理し、市町が医療費等を支払うときに合わせてそれらを各市町に配分する流れとなります。

また、市町は、県が支払う納付金のほかに特定健診等の市町独自の保険サービスや別途交付される国県補助金などを勘案し、実際に国民健康保険加入者の皆様からいただくべき保険税を決定することで賦課徴収を行う流れとなっております。

5ページをごらんください。

県と市町の特別会計の歳入についてあらわした図となります。県の特別会計の歳入は、大きく分けて、市町から納付される納付金、国からの交付金等になります。県はこれを財源として市町に普通交付金を交付し、市町はそれを財源に医療機関等に医療費を支払います。市の特別会計の歳入は、大きく分けて国や県からの交付金等と国民健康保険加入者の皆様からの国保税になります。市は、これを財源として県に納付金を納めたり、特定健診等の市町独自の保険サービスを行うということになります。

次に、市が県に納める納付金についてです。7ページの5をごらんください。

納付金は県全体で必要となる納付金、医療給付費等から公費等を差し引いた額を市町ごとに所得水準、被保険者数、世帯数で案分し、それに医療費水準を反映し算定をされます。平成30年度に本市が県に納める納付金額については、約5億6,400万と推計されております。ただし、これは、県と市町が平成30年度当初予算編成を行うために現時点で把握できる推計値や実績値等を反映して県が試算をし

たものでございます。今後、国の平成30年度当初予算等、厚生労働省予算や診療報酬の改定等がございます。これが確定してくれば、平成30年度の実際の納付金額が確定することとなります。

次に、国民健康保険加入者の皆様に納めていただく保険税についてでございます。6番の被保険者1人当たりの保険税の推計についてでございます。市が県に納付金を支払うため、また、特定健診等の市独自の保険サービスを継続するために、国民健康保険加入者の皆様に納めていただく国保税が主な財源となります。平成30年度では、本市の保険税必要総額は4億4,385万円と推計をされております。保険税必要総額とは、現年度分の保険税として集めなければならない金額のことでございます。また、国民健康保険加入者1人当たりの保険税につきましても、約11万円と推計をされております。保険税必要総額は28年度と比較して減少しておりますが、加入者1人当たりの保険税額は約5,000円、5%程度増加するものと推計をされております。後期高齢者医療保険への移行等により、国民健康保険加入者が減少しております。また、医療費の高度化や加入者の高齢化に伴い、医療費そのものは増加傾向にあります。よって、加入者1人当たりで考えると負担がふえるものとしております。

本市においては、1人当たりの保険税額がふえるという推計が出ておりますが、今回の試算は、県と市町が30年度の当初予算編成を行うために現時点で把握できる推計値や実績値等を反映して県において試算した結果であり、また、財政調整基金の取り崩しや前年度繰越金が勘案されていないため、実際の保険税必要総額よりも高くなっていることが考えられます。あくまでも30年度の当初予算用に見込みとして算定された結果として御理解いただきますようお願いを申し上げます。

最後に、県と市の今後のスケジュールについてでございます。資料9ページをごらんください。

県のスケジュールにあるとおり、30年度の納付金が確定し、市町に通知されるのが2月の段階となっております。納付金額が確定した際には、また議会へも御報告をさせていただきたいと思っております。また、市の予算としましては、30年度の予算編成が1月中旬に終了すると思っておりますので、その後、国民健康保険の運営協議会にもお示しさせていただき、また、3月議会においては、予算審議も含め、条例改正等も発生しますので、議会においてまた御承認をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

○濱中委員長 国保税の県一元化についての現時点での情報を説明していただきました。

これについて確認しておきたいことなどありましたら、よろしいでしょうか。

○仲委員 説明いただいたんですけど、かなり理解するのに難しい状況がありますので、ちょっと確認のために。制度上、制度改正にかかわらない保険料の増減は一定見込まれるということで、被保険者の減少が著しい市町においては影響額があると。それと、4ページの県に納付する金額の中で所得水準を考慮する、これは団体的な所得やもんで別として、医療水準が影響するということになっていますので、各市町の国保料金については、被保険者の減少で被保険者が少ない市町、さらに全体の医療費水準が高い市町は県の納付金が高い水準になるということで理解したらよろしいでしょうか。

○内山市民サービス課長 ここで言われておりますのは、まず、国民健康保険の加入者の数の推移でございます。現在、本市としては、国保加入者5,000人余りなんですが、平成30年度には300人程度減少するというような見込みが出ております。一方、医療費につきましては、当然、国保加入者が減れば医療費総額も減っていくのが本来ですが、新薬の開発とか、医療費の高度化によって、医療費自体は横ばい傾向にございます。そういうことで、国保加入者で医療費総額を割ると、加入者の減少する市町については、当然、分母が小さくなって1人当たりの負担がふえるというようなことになります。

また、医療費水準につきましては、東紀州地区がかなり1人当たりの医療費の費用が高くなっております。尾鷲市については29市町中、上位2番、3番というようなあたりで推計しているような状態でございます。当然、県においても医療費の高い市町につきましては、それなりに納付金も負担してもらうというような考えで納付金を算定しておるような状況でございます。

○仲委員 今の御説明は理解できたんですけど、それが市民の納める国保料金に反映するかどうかというところなんですけど、私は、県の一元化になるときには、三重県内のどこに住んでいても国保の納める料金表は一定のもので、所得制限は別にして、同じものであるかなという認識があったんですけど、そこらの国保の市民の方が納められる国保の料金というのはどういうふうになりますか。

○内山市民サービス課長 国保制度の改革につきましては、まず、県のほうが6年間をめどに今スタートしようとしているところでございます。当初の案というか、スタートに当たっては、三重県内どの市町に変わろうとも、国保税について、所得

が同じであればどの市町へ行っても保険税は同じというのが理想の姿として目標でございます。ただし、現在においても、各市町、国保税の賦課につきましては、資産税を取り入れている市町、また税で徴収している市町と、保険料という形で徴収している市町もございます。そんな中で、県については、そこら辺の統一がどの段階でできるかということは、各市町の判断に委ねるといような形で現在進めております。また、制度開始した以降、6年間を目標としておるんですが、3年ごとに一度見直しを行うといようなことでスタートしているのが状況でございます。

以上でございます。

○仲委員 理解できました。ただ、三重県の一元化すると、国の制度ですけど、6年間をめどにということ、将来的にはどこの市町に住んでも、所得制限は別にして、国保の納める料金が一定にするという目標は多分県は持っておると思うんですわ。そこらについては、特に尾鷲地方は医療単価が高いという今までの傾向がありますので、県には強く早い時期になるように会議等をお願いしたいと思います。

以上です。

○野田委員 仲議員に関連するよう形になるんですけども、尾鷲市においては、1人当たりの保険税が約5,000円、約5%、5.何%だと思っんですけども、これについては、要は、結論的に、30年度導入されても、今の健康保険税でいくということですね。

○内山市民サービス課長 保険税の税額につきましては、税務課も関係するんですが、現在、国民健康保険係、当課として考えておりますのは、平成30年度につきましては、現行税率で当初予算も組むよう形で進めておりますので、また税率改正に当たっては、住民の方への周知等もございまして、本市の状況といたしまして、平成23年度に税率改正を行った以降、これまで税率改正を行っていないような状況で、ここ二、三年、基金を取り崩しながらやりくりしているような大変厳しい状況が続いておるのは現実でございます。当然、31年度からの税額につきましては、また県からの納付金の額が決定した以降、幾らぐらい足りないかというあたりを試算しまして、税額で、じゃ、どのぐらい上げる必要があるのか、また上げなくてもいけるのかどうかを判断して考えていきたいと現時点では思っておるところでございます。

以上です。

○野田委員 財政調整基金とか、そういう分を取り崩しながら様子を見るという判断でよろしいんですか。

○内山市民サービス課長　　ここ二、三年、国保会計も絶えず繰越金と基金を取り崩しながら運営しているような状況でございます。なので、30年度、県に関して、じゃ、それ以降、市の基金を幾ら程度持つておく必要があるのかというあたりも含めて今後検討していきたいと考えています。

○野田委員　　ありがとうございます。

○楠委員　　それでは、3点ほど簡潔に聞きます。

まず、3ページの説明の4番で、制度改革にかかわらない保険料（税）の増減は一定見込まれますというところで、3行目の28年、30年度、2年間じゃなくて3年間の平均でいいんですよね。こういう公文になるようなところはちゃんとしっかり直しておかないと、後で修正がきかなくなるので直しておいてください。

次に4ページのところで、国保財政の都道府県一元化ということなんですけど、これに伴って市のほうの業務が減るのか、どのくらい減るのか、ふえることはないと思うんですけど、その辺の試算はされていますでしょうか。

○内山市民サービス課長　　1点目ですが、平成28から30年度の2年間の件、訂正をさせていただきます。済みません。

次に、各市町の業務量の増減についてですが、基本的には減ることはないと考えております。ただ、県への納付金を納めたり、県から交付金をいただくというような事務処理が多少ふえるというふうに考えております。

○楠委員　　事務量がふえるんだと、一元化というのは何なんですかね。

○内山市民サービス課長　　今回の一元化につきましては、後期高齢の広域連合みたいな業務ではなしに、あくまでも財政部門だけ県が担うと。小さな市町がそれぞれ保険事業の会計を持つよりは、県に一元化することによって、スケールメリットを生かして、小さな市町が急な疾患の流行とか、災害等に見舞われたときに、財政措置がうまく回るようにというのが国保の財政部門だけの県一元化というようなことで理解をしているところでございます。

○楠委員　　その説明を、一元化する理由と、それからあと、一元化に向けてのこの4項目についても、早目に市民に理解を得ないと、一元化しているのに何も変わっていないじゃないかとか、逆にふえたんじゃないかとか、そういうところの説明を早急に広報紙等で継続して説明したほうがいいんじゃないかというところが思いますので、それは特に回答は要りません。

以上です。

○高村副委員長　　年に2回国保運協が開かれていますね。その中で、どういう意

見が出てきたか、お示ししてもらいたいと思います。そして、例えば住民に還元するというようなものがありましたら、なければいいですけど、ありましたら教えてください。

○内山市民サービス課長 委員おっしゃられましたように、尾鷲市では、国保の運営協議会を住民の皆様にご協力いただき設置して開かせていただいております。まず、平成29年度につきましては、これまで6月と8月にそれぞれ開催をさせていただきました。まず、第1回の国保の運営協議会につきましては、国保財政の県一元化についてということで、その時点でわかっている範囲について事務局から説明をさせていただいたところでございます。

また、その中で、委員からの意見としましては、県が医療費適正化に積極的な市町村に対しては積極的な支援を行うと、これは県の保健指導等についての判断基準でございますが、支援をもらうために何か対策をとっていかなくてはということであると思いますが、今から始めていかないと間に合わないということです。ある意味で、予防医学的なことをするのであれば、県の支援をもらうために必要なのかという思いがしていると。県からの支援を受けるというような対策をしていくかということ、なるべく早く具体的な施策をつくる必要があるのではないかというような意見をいただいております。

また、別の委員さんからは、特定健診、例えば受診率アップをさせるためにはどうしたらいいのか。それから、無受診の人はなぜ無受診なのかというのを事務局としてはどのように調査しているのかと。また、その無受診の人に受診していただけるような対策として事務局はどのようなことを考えているのか聞かせてほしい。また、特定健診が始まって10年たっていると。年間何回も通知しているにもかかわらず一度も受けていない人がどのぐらいいるのか等の把握もしているのかというような意見をいただいております。

また、第2回の国保の運営協議会につきましては、平成28年度の国民健康保険事業歳入歳出決算のことについて御協議をしていただいたところでございます。その中での意見としましては、保険事業の中で、料理教室、それから老人クラブのグラウンドゴルフ大会、健康体操、ウォーキング等の各種事業についても国民健康保険の会計のほうから助成金というか、予算が出ておるということでございますが、それらのことについて、国保の納められた税の中から、そういう健康事業も行っているということをもっと広く、参加者を含め、もう少し市民の皆さんにアピールしたほうが国保事業について理解を得られるのではないかとというような意見もいただい

ているところでございます。

以上でございます。

○高村副委員長　金額が上がると本当に市民は困ります。それで何か違う、例えば他市でやっているように、ポイント制にして水道料金に反映できるとか、いろいろ考えなあかんと思うんです、今の時代はね。そういうふうにして市民に還元していかな、やっぱり長く続かないというかな、反発が来ると思うので、ぜひとも、協議会にもそうですけど、課長さんらから、市長さんもおられるので、よく考えて還元してもらえそうな方法をとっていただきたいと思います。

○野田委員　東紀州の2市3町の場合に、同じような高齢化社会というか、国保をやっていると思うんです。どのような状況なんですか。尾鷲が今言った5,000円、想定は上がるような形だけれども、一応、それは財政調整基金かわからん、そういうことで補填して現状維持するという形なんですから、そこら辺、どうなんですか、ほかの市町は。比較がなかったらよろしいですけども、持っていないですか。

○内山市民サービス課長　県からは、平成30年度からの県一元化に当たって、三重県29市町の推計値というのが一覧表では示されております。各市町で保険税の税率とか、一番上の限度額の設定についてもいろいろ違う部分がございます。医療費等の使用割合につきましては、やはり東紀州は高いほうに位置しております。所得水準につきましては、同じように低いほうに位置をしておりますので、一応、現状は同じような現状になるのではないかと考えております。ただし、合併した市町とか、保険事業に力を入れて医療費の削減に努めている市町もございますので、それぞれ各事情は違ってくものと考えております。

以上です。

○濱中委員長　先ほどから、値上げのことを気にされる方が多いと思います。税率変更のタイミングというのは年度途中であるものなのか、先ほど説明されたように、30年度の変更の予定がないということであれば、30年度は通して変更はないと理解していいのか、そのあたりの変更のタイミングのことをちょっと説明いただければなと思いますけれども。

○内山市民サービス課長　保険税の改正をしようと思うと条例改正も必要でございます。また、上げる幅についても、事務局で試算した案をもとにその都度議会へもお示しさせていただきまして、どのぐらいの上げ幅でいけるのかというあたりを見越すためにも、1年程度前から検討していく必要があると考えています。そうい

うことで、現時点では、平成30年度の賦課につきましては、現行の税率でいく方法が今は担当課としては判断をしているところでございます。また、新年度入って、30年度の納付金が確定することも含めて、今後、議会の皆様にも御相談させていただきながら、また運協の意見もいただきながら、税率改正が必要かどうかを含めてお示しをさせていただきたいと考えています。

○濱中委員長　それから、運協の御意見がどういったものが出ておるかということ、さっき副委員長のほうからありましたけど、ほかの市町を見ますと、こういった運協の議事録なんかもホームページに掲載されたり、公開されたりしております。今まで、運協のほうへは議会からも参加していたこともありますけれども、今、議会はメンバーに入っておりませんので、そういったこともあるので、皆さんの意見を広く私たちも見せていただいて、検討の資料ともしたいという気持ちもありますので、そういった議事録、特別に情報公開を求めなくても確認できるような状況づくりというのにも努めていただければなと思います。これに関しては、また変更がある都度、県からの決定事項がある都度に、御報告なりいただければと思います。

これで、ほかの皆さん、この国保税の改正の情報提供についてよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内山市民サービス課長　今回、資料には入れてございませんが、1点報告事項ということでお話をさせていただきたいと思います。各コミュニティセンターについてなんですが、現在、自治区も含めて、須賀利を含めて、コミュニティセンターにつきましては、日月が休日というような条例で運営を行っているところでございます。以前から、各区長様のほうから、月曜日がコミュニティが閉まっていると、住民票とか、各証明書がとれないということで、混乱している住民の方がみえるという意見をいただいております。できれば、本庁の窓口と同じように土日の休みにして、月曜日は窓口業務ができるように変更してもらえないかという要望が出されております。

このことについて、担当課もいろいろ協議したんですが、住民さんが混乱するということであれば、できれば、本庁窓口と同じようにコミュニティについても土日祝日を休みにしたほうが地域住民の方も利用しやすいのという意見もございますので、この方向で現在調整していきたいなと考えてはおります。また、このことにつきましては条例改正等も必要ですので、来年3月議会に向けて、また案をつくりまして議会へも示しながら、こういう方向で進めていきたいと考えておりますので、

また御協力のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○濱中委員長　　よろしいですか。

○仲委員　　先ほどの説明なんですけど、日月休日が土日と。月曜日を各種証明を発行するために土日ということになるわけなんですけど、本来のコミュニティセンターの役割、目的というのは、住民の方の、もちろん各種証明もそうなんですけど、その他の事業とか、活動に資する目的があると思うんですけど、もともとは各出張所で住民票なり、いろいろなものを発行していましたが、何年か前のコミュニティセンターの段階でコミュニティセンターでも発行できる部分があったということなんですけど、子供たちのことを考えれば、土日に各コミュニティセンターが休館であるということに対しては、居場所づくり等を考えると、どのような協議をされていますか。

○内山市民サービス課長　　これまでも日曜日は休日でした。その場合につきましても、講座とか、事前に予定されている行事につきましても、主事のほうで対応して開催をしている状況でございます。以前、公民館の時代に、子供さんの居場所づくりということで、土日はせめてあけて、日月休みにしてはどうかというような意見があったのも事実でございます。しかし、昨今、輪内地区につきましても、子供さんも少なくなってみえて、事前に予定されておるようなことについては、当然土日についてもあけるような方向で対応できるというふうに協議をしているところでございます。

○仲委員　　今までは日曜日が休みということで、利用目的があれば、鍵を貸して開館するということは今までやったと思うんですけど、さらに土曜日もするとそういう状態なんです。子供たちが、各コミュニティセンターには図書室もあります、それは中央図書館との連携の中でやっている中で、土曜日にいつ訪問しても開館されて本が読める。その中で、ある程度の活動なり遊びができるという部分を、今回の改正であれば、それを予約がなければだめだということでは、解消することになるんですね。そこらのほうは、生涯学習課なりとか、そういう部分の協議を進めていただかないと、各種証明の要望がある中で単純的な発想でやれば、後日、やっぱりこれは大変やなという話が出てくるんじゃないかという思いもありますので、そこらの検討をよろしくお願ひします。

○濱中委員長　　条例改正が必要な議案はこの先になると思ひます。今いただいた意見なんかも含めて、そこまでにきっちりと御説明いただける状態をつくっていた

だきたいと思います。地区の要望なんかも含めてですけれども、そういった子育て拠点というあたりも重要な役目があると思いますので、どうか協議いただきたいと思います。議案が出てくるまでに、また状況説明であるとか、そういったものが必要でありましたら、またお声をかけていただきたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　それでは、市民サービス課をこれで終わりたいと思います。

交代の間、暫時休憩いたします。

(休憩　午前10時45分)

(再開　午前10時53分)

○濱中委員長　では、引き続き再開いたします。

福祉保健課の説明をいただくんですが、資料を送っていただけますか、まず最初に。

まず最初に、尾鷲市高齢者保健福祉計画についての中間案となっております。この件につきましては、3月議会で議決事項となって議案として出てくる部分ですので、現在の中間の報告となりますので、そのあたり、御留意されて説明をお受けするよう、よろしく願いいたします。

○村田委員　ということは、今回は執行部からこういう説明を受けるということだけですね。

○濱中委員長　そうですね。

それでは説明をよろしく願いいたします。

○三鬼福祉保健課長　福祉保健課です。どうぞよろしく願いいたします。着席して失礼します。

では、報告事項として、初めに、尾鷲市高齢者保健福祉計画の中間案について御説明いたします。

通知させていただきました中間案の1ページをごらん願います。

第1章、計画策定にあたっては、背景を御説明いたします。少子高齢化や核家族化が進み、介護を必要とする高齢者が増加している現代、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年に向けて、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けるため、地域包括ケアシステムの構築が進められております。そのための課題やニーズに対応できる体制づくりを目指して、その施策を展開するための基本指針として、

尾鷲市高齢者保健福祉計画を策定しておりますが、本年度で現在の3年間の計画期間が終了することから、計画の見直し策定を行うものでございます。

4ページをごらん願います。通知いたします。

第2章では、高齢者の状況として、人口、世帯、要介護認定者の推移を整理しており、12ページに高齢者の状況からみえる課題をまとめておりますので、12ページをごらん願います。通知いたします。

12ページでは、まず1番目に、人口減少と超高齢社会の到来として、本市は漁業や林業を基幹産業として発展してきましたが、基幹産業を取り巻く状況の変化により、労働力人口が流出し、人口減少とともに、特に75歳以上の後期高齢者の増加が進んでおり、超高齢社会を迎えています。また、高齢者世帯では、身近に頼る人のいない高齢者も増加している現状がございます。

次に、出張所管内の地域の生活基盤・地域コミュニティ機能の低下として、少子高齢化とともに、第1次産業などの活力低下により出張所管内全体の高齢化率は約6割を超え、地区によっては生活していくために必要な商店、診療所、金融機関などの生活基盤が消滅している地区も見られます。こうした状況に対応するため、また、地域コミュニティを維持し、高齢者が住みなれた地域で暮らすために、高齢者の暮らしを支える生活支援サービスの充実が必要となっております。

次、13ページをごらん願います。お願いいたします。

第3章では、尾鷲市及び紀北広域連合で実施したアンケート調査結果の概要をまとめています。

また、それをまとめた29ページでは、関係団体や事業所による計画策定のための座談会を行いました。その結果をまとめています。こうしたアンケート調査からみえる課題を32ページにまとめてありますので、32ページをごらんいただきます。通知いたします。

32ページを御説明いたします。1番目に、生活支援サービスについてであります。在宅での生活を続ける上で必要な生活支援サービスについて、一般高齢者、介護者、介護支援専門員のアンケート結果により、共通して、外出の支援が必要なサービスの1位として挙げられています。身近に商店や医療機関のない地区がふえており、買い物や通院のため、地区外へ移動する必要性があると伺います。

次に、地域での支え合いについてとして、一般高齢者のアンケート調査において、地域でのつながりの必要性について、とても必要だと思うが52.3%、どちらかといえば必要だと思うを合わせた91%が必要と認識してございます。また、身近

な高齢者への手助けとして、安否確認の声かけ、話し相手や相談相手、急にぐあいが悪くなった時の手助け、ちょっとした買い物やごみ出しなどが上位に挙げられており、生活支援サービスの充実が求められています。

三つ目は、認知症対策についてとして、一般高齢者アンケート調査では、半数以上の方が認知症への不安を感じており、認知症への正しい理解と周知が必要である結果となっています。座談会での指摘としては、認知症の早期発見、早期治療の必要性、認知症を介護する家族への支援などが挙げられています。

こうした課題等を踏まえ、次の第4章では、計画の基本理念を掲げています。33ページをごらんください。

第4章では、計画の基本理念を「いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり」とし、この理念に基づいて、具体化するための六つの施策目標を設定してございます。

その施策目標が35ページになりますので、35ページを通知いたします。

その一つ目が、生活支援サービスの充実として、高齢者の在宅生活の支援、介護家族への支援、移動手段の確保など、高齢者が住み慣れた地域で在宅支援ができる充実を図るとしてしています。

二つ目が、認知症対策と権利擁護の充実です。認知症高齢者やその家族への支援とともに、高齢者の虐待防止、高齢者の権利を守る権利擁護についての取り組みの充実を図ります。

三つ目が、地域共生社会の構築として、包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの充実をはじめ、相談体制、情報提供体制、多様な主体が参画、協働する地域福祉活動の推進など、地域共生社会づくりに向けた取り組みを進めるといたしております。

四つ目が、介護予防の推進・医療と介護の連携強化です。健康づくりの推進をはじめ、保健事業の充実、介護予防の推進など、高齢者が健やかに暮らすための健康づくりに取り組む環境づくりを進めます。また、今後重要となる医療と介護の連携強化を図ることとしています。

五つ目が、安全・安心な生活環境の確保として、災害時の避難誘導體制の確立をはじめ、防犯、交通安全対策など、高齢者が安心して暮らせる生活環境づくりを進めます。

六つ目、高齢者の生きがいづくり・社会参加の支援として、生涯学習活動・スポーツ活動の支援をはじめ、老人クラブ活動やボランティア活動への支援、また就労

への支援など、高齢者が支えられる側だけではなく、担い手として活躍できる高齢者社会づくりを進めることとしております。

また、以上の六つの施策目標に基づく計画を実行していくわけですが、特に重点的に取り組むべき施策を三つ設定し、重点施策として定めております。

それが36ページですので、36ページをごらんください。

一つ目が、介護予防・生活支援サービスの充実でございます。市においても本年度から取り組み始めた介護予防・日常生活総合支援事業や元気な高齢者をはじめとする地域の人材、資源を活用した身近な健康づくりの促進、生活支援サービスの充実に向けた取り組みが1番目に来ております。

二つ目が、認知症対策の推進です。国が定める認知症総合戦略、新オレンジプランや成年後見人制度利用促進法を踏まえ、認知症の高齢者やその家族への支援の充実、また、高齢者の権利を守る権利擁護に向けた体制づくりを一層充実させるとしています。

三つ目に、支え合う地域づくりの推進です。住民同士が互いに支え合う地域共生社会を構築していくため、地域包括ケアシステムを進化させ、推進していく取り組みを行うとしております。

続きまして、38ページをごらんいただきます。通知させていただきます。

第5章では、先ほど申し上げました六つの施策目標ごとにそれぞれの項目についての現状と課題、施策の方向をまとめておりますので、これは説明を省略させていただきます。後ほどごらんください。よろしく願いいたします。

最後に、65ページをごらんいただきます。通知いたします。

65ページ、第6章では、介護保険事業の推進として、現在、紀北広域連合において策定中の第7期介護保険事業計画から主要内容を抜粋して掲載する予定でございます。

最後の資料編には、策定の経緯、委員の名簿、用語解説等の掲載を予定しております。

以上が中間案の概要の説明とさせていただきます。

なお、ただいま御説明いたしました尾鷲市高齢者保健福祉計画、後ほど御説明いたします尾鷲市障がい福祉計画は、市議会の議決事項として位置づけられており、今後も策定委員会での検討の後、市民によるパブリックコメントの実施を経て、来年2月中に生活文教常任委員会を開催していただき、再度内容を御検討いただく場を設けていただきたく考えておりますので、よろしく願いいたします。

中間案の説明は以上でございます。

○濱中委員長　　今、スケジュールも含めて、あと、紀北広域連合の決まってくることを含めて御説明をいただいております。また、ある程度先に進んだときに、もう一度委員会のほうでお示しをいただくということですので、今回いただきましたこの資料をもとに、それまでに皆さん、各それぞれの検討事項であるとか、質問事項であるとかを進めていただければと思います。ですので、これに関しましては、ここまで聞き置くというような形にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○濱中委員長　　それでは、続いて、次の計画をお願いいたします。

○三鬼福祉保健課長　　続きまして、第４期の紀北地域障がい者福祉計画、第５期尾鷲市障がい福祉計画、第１期尾鷲市障がい児福祉計画の三つについて中間案を御説明いたします。

まず、紀北地域のほうからさせていただきます。通知いたします。第４期紀北地域障がい者計画をまず御説明いたします。

本計画は、障害者基本法に基づく計画として、紀北地域、尾鷲市と紀北町で合同で作成している計画です。障がい者施策に関する指針として位置づけられます。また、その計画に基づき、続いて御説明します第５期尾鷲市障がい福祉計画は、そのサービス内容、障がい者福祉のサービスの量とか内容を決める計画となっております。そういう関係性でございます。

また、今回、第１期として新しく障がい児福祉計画を策定するものでございますが、これは、児童福祉法第３３条の２０に基づく障がい児支援に向けたサービス提供体制を今回から市町での策定が義務づけられたことにより新しく策定を始めるものでございます。

それでは、第４期紀北地域障がい者福祉計画の１ページ、今ごらんいただいているところから御説明いたします。

第１章では、計画策定に当たり、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向け、障がい者施策を総合的、計画的に推進することを目的に掲げております。

続いて、３ページを通知させていただきます。

３ページから第２章が始まるのですが、そこでは、障がい者の状況として、尾鷲市、紀北町で構成される紀北地域の障がい者、身体、知的、精神障がい者の推移を

整理してございます。また、関係団体や関係機関でのヒアリングを行っておりますので、それらの要望として、就労や雇用、住まい、移動手段の要望が多く寄せられています。障がい者の雇用から社会参加に共通して、やはり障がい者への理解を深めていく必要があるといった意見も出されております。

続きまして、10ページをごらんいただきます。通知させていただきます。

10ページからの第3章では、計画の基本理念と目標として、地域社会における共生の実現に向け、ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくりを基本理念に掲げており、この理念に基づいて、具体化するための三つの基本目標を掲げております。

隣の11ページにそれが記載されております。その一つ目が、安心して生活できる環境の整備として、障がいの有無にかかわらず、その人らしい自立した社会生活を支援するための就労の場の確保、移動手段の確保、公共施設のバリアフリー化、情報の利用しやすさなど、障がい者の社会参加と教育環境を充実させて、生活できる地域づくりを進めるとしてあります。

二つ目に、総合的な生活支援の充実を掲げ、障がい者が住みなれた地域で生活が送れるよう、福祉、教育、就労などの関係機関が連携し、年齢やその人の障がいの特性に応じた途切れのない支援を提供するため、療育体制の強化、相談支援体制や福祉サービスの充実を図るものでございます。

三つ目が、ともに支え合う地域づくりとして、日常生活における障がい者にとっての障壁を取り除き、自発的に日常生活や社会活動を行うことができる地域とするため、住民への理解を図り、助け合いながら生活できる地域づくりを求めます。

続いて、13ページをごらんいただきます。よろしくお願いたします。

13ページ、また、本計画では、三つの基本目標に基づく施策を展開するに当たり、重点施策を三つ設定して障がい者施策の充実を図ることとしております。その一つ目が、就労、雇用の支援です。一人でも多くの障がい者が自立に向けて働き続けられることを目指し、多様な就労の場の確保に努め、一人一人に合った働き方ができるよう支援体制の充実や企業、事業所への理解、協力を促すこととしてあります。また、これまでの福祉だけにとどまらない商工、水産、農林業との連携した雇用促進など、地域特性に応じた就労、雇用の確保を掲げております。

二つ目が、住まいの場の確保です。この地域に合ったグループホームのあり方を検討した上で、グループホームが地域内に設置されるよう、民間事業所の活用も含め整備に努めます。あわせて、グループホームの入所者が安心して暮らせる支援体

制の充実と居住環境の整備に努め、グループホームの整備、充実を施策内容に掲げております。

三つ目が、障がい児支援の充実でございます。障がいを早期に発見し、途切れのない一人一人に合った療育支援を展開するため、福祉、保健、教育など、一体的な支援を行う児童発達支援センターの整備などを掲げています。

続いて、14ページをお願いいたします。通知いたします。

第4章は、施策の推進として、三つの基本目標ごとにそれぞれの項目の現状と課題、施策の方向、主な施策、事業を整理してございますので、また後ほどごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

48ページをお願いいたします。通知いたします。

第5章では、計画の推進体制として、紀北地域協議会の推進、地域における連携体制の強化、新たな福祉ニーズへの対応、計画の見直しの4項目を掲げております。このうち、この地域の自立支援協議会としての協議の場である紀北地域協議会を中心に、協議体の充実、連携の強化、支援者ニーズの把握と対応、計画の進捗管理と見直しを進めることとしております。

続きまして、第5期の尾鷲市障がい福祉計画、第1期尾鷲市障がい児福祉計画、中間案の1ページをごらんいただきます。通知いたします。

こちらが、先ほどの紀北地域の障がい者計画をもとに、尾鷲市のサービス内容の量と内容を定めた計画でございます。

1ページ、第1章では、計画策定に当たって、障がい者施策のニーズの多様化に対応するため、今後必要なサービスの種類と量を見込んで提供体制を確立することを目的とします。

続いて、2ページをお願いいたします。

2ページから始まる第2章では、障がい者の状況として、身体、知的、精神障がい者の推移を整理してございます。特徴的な点としては、身体障がい者はおおむね横ばいで推移してございますが、知的、精神障がい者は若干増加傾向で推移しているのが特徴でございます。

5ページをお願いいたします。通知いたします。

第3章では、障がい福祉サービスの見込みの量と確保の方策として、国が示す目標設定が平成32年度の数値目標を掲げることになっておりますので、それをあらわしています。目標数値として、施設入所者が地域生活へ移行する度合い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点施設、グループ

ホーム等のことを指しますが、その整備、福祉施設から一般就労への移行、障がい児支援の提供体制など、五つの項目を設定しており、障がい者が地域で安心して自分らしく暮らすための体制整備を目的としています。

続いて、10ページをごらんいただきます。通知させていただきます。

10ページからは、障がい福祉サービス事業量の見込みとその確保方策を示しております。これは、制度に基づく訪問系、日中活動系、居住系のサービス、また、相談支援に関して、第4期、現在の計画の実績に基づき、必要なサービス量の確保を掲げるものです。また、国の制度改正に対応しまして、これまでのサービスに加え、日中系サービスでは就労定着支援、居住系サービスでは自立生活援助という、この2項目が新たに設定をされました。

これについて御説明いたします。就労定着支援とは、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者との連絡調整の支援を図るサービスです。また、自立生活援助は、定期的に利用者の居宅を訪ね、利用者の生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスとなります。

続きまして、17ページを通知させていただきます。お願いいたします。

次に、地域生活支援事業の見込みとその確保方策について、障がい者が障がい福祉サービスなどを利用し、自立した日常生活を送るために市が実施主体となる事業のことでございます。相談支援、意思疎通支援など、八つの事業から構成され、各事業のニーズに基づいた量を見込んでおります。

22ページを通知させていただきます。お願いいたします。

続いて、障がい児の支援です。障がい児支援につきましては、障がい児通所支援、障がい児相談支援等から構成されていまして、障がい児通所支援に関連して、これまでのサービスに加え、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置、この二つが新たに設定されています。

そのうち、居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がい児で通所支援を受けるために外出することが困難な方を対象に、障がい児の居宅を訪問して日常生活における動作の指導や知識、技能の支援を実施するサービスとなります。

25ページを通知させていただきます。お願いいたします。

ここから始まる第4章では、計画の推進に向けて取り組むべき三つの項目を掲げています。一つ目は、障がい福祉サービスの充実と利用促進として、必要なサービスの確保に向けた事業者への働きかけ、福祉人材の確保、利用者へのサービスの周知をまとめています。

二つ目が、紀北地域協議会の運営と相談支援事業の充実として、この地域の障がい福祉に関する関係者による連携、その協議を行う組織である紀北地域協議会の充実、障がい者の相談支援の強化をまとめてございます。

三つ目に計画達成状況の点検及び評価として、計画策定後の進捗管理についての内容を掲げております。本計画の推進により、障がい者がみずから望む地域生活ができるよう、生活と就労に関する一層の充実、障がい児支援へのニーズをきめ細かく対応する支援の体制、また、サービスの質の確保、向上を図るための環境整備に取り組むこととしております。

中間案の説明は以上でございます。

○濱中委員長 これも、スケジュールは先ほどのような形で、同じでよろしいですね。

○三鬼福祉保健課長 はい。

○濱中委員長 次の2月あたりに委員会を開くまでに、それぞれの委員さんが各自の調査などをすると思います。資料提供など、質問など、各々でお願いする場面もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○仲委員 きょうのは中間案ですもんで別に問題ないですけど、最終案、次回のときに、もしできることなら、大幅に変わったところと新規に加わったところを網かけか下線で強調してもらおうということはできますか。

○三鬼福祉保健課長 はっきり認識できるようにさせていただきます。

○濱中委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 それでは、福祉保健課の説明を終わりたいと思います。ありがとうございます。

じゃ、入れかえの間、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時18分)

(再開 午前11時20分)

○濱中委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

まず、教育委員会の教育総務課のほうからお願いしたいと思いますが、その前に、教育長に御挨拶いただけますか。

○二村教育長 きょうはどうも御苦労さまでございます。

教育委員会からは、総務課から学力・学習状況調査、それから生涯のほうは子育て

での取り組み等の報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○濱中委員長　それでは、説明をお願いいたします。

○佐野教育総務課長　では、ただいま通知をさせていただきました平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果、それと今後の取り組みについてということで御説明をさせていただきたいと思っております。説明につきましては、主幹のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○大川教育総務課学校教育担当主幹　失礼いたします。それでは、今年度の全国学力・学習状況調査について報告させていただきます。

去る4月18日、小学校6年生136名、中学校3年生123名にそれぞれ国語と算数、国語と数学で実施されました。それぞれの教科には、A問題、特に知識に関する問題とB問題、活用に関する問題があります。また、それ以外に、学習意欲、学習方法、生活、そういうものに関する質問紙がありまして、子供たちの生活習慣も含めて、傾向を把握することができます。

まずは、2ページをごらんください。

今年度の結果についてですが、表を見ていただきますと、まず小学校のほうです。平成25年度以降、数字、全国を100と見たときの割合ですけれども、25年度以降、毎年少しずつ改善傾向が見られておりました。今年度につきましては、平成29年ということで、96、96、94、95、国語、算数とも、結果的には厳しいものが見られたということになりました。

中学校のほうです。中学校につきましては、以前から全国平均との差が毎年少しずつ縮まっておりまして、上昇傾向も見られます。特に今年度の中学3年生につきましては、平成26年度、小学校の26年に6年生のときに受けた子供たちがことしの中学校3年生ということで、その数字を見ますと、全国との差がことしについては縮まっていることがわかります。

このことをもとにしまして、それぞれの学校では、自分のところの学校の状況を分析して、その中から、今度は市のほうで学力向上検討委員会というものを開催いたしました。それでまとめさせていただいたのが、2ページの後半、各教科に関する調査結果の分析でございます。

まずは、小学校の国語ですけれども、A問題につきましては、漢字、あるいは漢字の読み、ことわざ、そういうものに関する問題はよくできておりましたが、説明文の要点だとか、あるいはそれを文にして答える、そういうところで課題が見られました。

3 ページのほうには、今度、B 問題について書かせていただいておりますが、B 問題につきましても、目的や意図に応じて話をする、文章の要点をまとめて書く、自分の考えをまとめる力、そういうことで課題が見られました。それぞれ話す、聞く、書く、読む、やっぱり自分の思いをきちんと持って、それを人に説明する、そういう力がこれからも必要になるかなと思われまます。

今後の指導の改善ですけれども、それぞれの学校のほうで授業改善の中で、どういところを生かしていかなあかんということで書かせていただいておりますけれども、まず、国語の指導改善は、事実と感想、意見、そういうものをきちんと区別しながら結論を明確にするだとか、目的や意図に応じて自分の考えを書く時間、あるいは本や文章、そういうものから必要な語句や文を引用して文章を書く。あと、物語や説明文、日常的にいろんな文章に触れる機会が必要だということで、読書活動もしっかりしていかなあかんということで指導改善のポイントとして挙げさせていただきました。

続きまして、4 ページです。

算数のほうです。算数、A 問題については、基本的な計算などについてはできておりました。ただ、四則計算のまじる中での法則だとか、あるいは図形の性質を用いた問題、そういうものを解くことで課題が見られました。また、B 問題、主に活用のほうなんですけれども、そこに出されている数量関係をきちんと理解して、筋道を立てて考える、言葉と数を使って説明する力、そういうものが力としては課題があるなということで挙げさせていただきました。

算数の指導のポイントですが、4 ページの下のほうに書かせていただいておりますが、それぞれの領域ごとにこういうところを大事にしながら授業を進めていかなければならないということをお願いさせていただいております。基本的な計算だとか、そういうものについては繰り返し学習すること、求められている答えを導き出す筋道を考えさせるという時間が大事だなということで挙げております。あと、それも、今までは個人での学習を、グループ学習であるだとか、教え合ったり、そうする活動を授業の中にどんどん取り入れていくということが大事だということで挙げました。

次に、中学校です。5 ページですが、中学校につきましても、まず、国語、話す、聞く、書く、基本的なことについてはできております。読むことで文章の要旨をきちんと捉えるということ、そこから必要な情報を取り出すということ、そういうところも中学校の結果としてはできておりました。ただ、文章の論理的な構成、筋道

がきちんと通った文章、あるいはそういうのを理解して自分で文章を書いたり、話をしたりというところ、そういうところに課題がありました。

指導のポイントですけれども、話す、聞く、書く、それぞれ構成や展開に注意しながら学習を進めることが大切ということ、それから、先ほども言いましたけれども、個人として疑問に思った表現、あるいは場面を取り上げて、グループ活動を通して深く考える、そういう活動を取り入れていかなければならないということでもめさせていただきました。

次に、数学です。6ページは国語ですから、6ページの後半から7ページに数学についてです。

基礎的な計算、一次方程式、比例、そういう問題についてはよくできておりましたが、文字、XやYを使ってあらわす、関数の問題、そういうところに課題が見られました。また、図形の問題、事象を式にあらわす、資料を読み取る問題、そういう問題の中でも、筋道を立ててそれを説明するというあたりで課題が残っております。

指導のポイントですけれども、関数について、導入とか、そういうのを丁寧に扱って、意味とか、使い方をきちんと理解させること、資料を読み取って、そういう自分が読み取ったことをグループ学習等での話し合い、活動の中で考えを深めていく、そういう活動を継続して取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、8ページをごらんください。

児童・生徒質問紙のほうから見た姿ということで、これは、左半分、右半分と、小学校と中学校と分かれておりますが、まず、小学校です。小学校のほうの4番、平日のテレビ、テレビゲーム、そういうのに使っている時間が3時間以上というのが35.3という数字が上がっておりますが、これは昨年度から見たときに12%ふえております。それから、5番、平日のスマホ、メール、インターネット、そういうのの使っておる時間、これも3時間以上とありますけれども、そこも17.7、昨年度から12%ほどふえています。それから、6番、平日の学習時間、1時間以上、これは49.3、昨年度から20%ほど減っております。7番、休みの日の学習時間、1時間以上、39となっておりますけれども、これも昨年度から20%ほど減る結果となっております。

ですから、このことから、多くの時間をテレビやゲーム、スマホ、そういうのに使っているという実態、家庭学習の時間が少ないということがここから読み取ることができます。一方で、3番、将来の夢や目標を持っているというのが85.3、

これは昨年度からふえています。12番、学校に行くのが楽しい、89%。昨年度よりは少々減っておりますが、例年と比べましてもそれほど差は見られませんでした。

それから、18番です。決まりを守る、いじめはいけない、人の役に立つ人間になりたいというあたり、94.9、それも数字的にはそれほど変わりはありませんでした。

中学校のほうにつきましては、1番、基本的な生活習慣、朝食を食べてくる、あるいは寝る時間、そういうのきちんとしたリズムというので88.3、それから2番、自尊心83.7、3番、将来の夢や目標75.6、12番の学校に行くのが楽しい89.4。これらは例年に比べて高い値を示していますし、そのほかにつきましても、例年と余り変化は見られませんでした。

このことから、特に小学校での家庭生活習慣の見直し、それについての協力依頼、あるいは啓発、そういうのが必要なこと、子供たちが夢や希望を持って努力する、そういう子供たちの姿を支えるためのきめ細かな指導をしていかなければならないということを取り組みを進めていきたいと思えます。

それから、学校質問紙です。学校質問紙のほうでは、学校の取り組み状況等などがあらわされるのですが、まず、めあて。めあてを示して授業を展開する。どの学校でも定着が見られておりますが、内容の振り返り、いわゆるこの時間に何を学んだのかということを中心に押さえるというところで、中学校のほうでの課題が見られます。また、小中連携のあたりで、合同で小学校、中学校で一緒に研修を行う、または、自分たちの教科の系統性だとか、目標に関して、小学校からどんな目標で中学校に送り出しているのか、その辺の共通理解、そういうのをさらに進めていくことで課題が見られました。

10ページです。

最後に、教育委員会、それから学校での今後の取組ということなんですけれども、そこに示させていただいている1番、学力向上推進委員会の設置ということで、今現在も会議を行って、今後の学校での授業改善等、どのようにしていくのか、またほかの取組、どのように具体的なことをしていくのかということを検討しております。

それから、2番、3番とずっとありますけれども、学びのサポーターの配置、それからふるさと教育支援事業、いろんな活動の中で子供たちが自尊心を養っていく、それから、多くの方に支援していただきながら、学校の運営をやっていくというこ

とで、続けて継続した取組をしていきたいと思えます。

それから、5番、授業の改善ということなんですけれども、特にめあてと振り返り、その授業の中で何を学ぶのか、それから何をわかったのか、定着をきちんとしていかなければ、その後の授業をやっていく中で、そこを曖昧にするということが子供たちの学力に大きく影響を与えられまますので、それをきちんとするというで努めていきたいと思えます。

あと、研修関係ですけれども、今、市教委もそうですが、県のほうから、教育支援事務所というところから入っていただきまして、各学校のほうの研修にいろいろ助言とか、資料とか、提示していただいて取組をしております。それから、各家庭のほうにいろいろお願いする中で、読書活動、学校でももちろんするんですけれども、家庭でのファミリー読書の時間であるだとか、あるいはノーゲームデー、家庭での、全ての日ではなくて、できるところからということ、そういうことの協力依頼等もしていきたいと思えております。

学校でこれから取組を進める中では、校長がリーダーシップをきちんと発揮して、チーム力、組織として目標、手だてを考えて一致団結して取り組んでいくこと。市教委としましても、そういった活動を支援しながら尾鷲の子供たちの未来のために頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

報告は以上です。

○濱中委員長 学力・学習調査の結果を報告いただきました。

この際ですので、御意見など、ございましたら挙手をお願ひいたします。

○高村副委員長 三重県で大体何番ぐらいですか、この学力テストの結果、わかりません、三重県で。

○二村教育長 随分下のほうでございます。小学校は下のほうです。中学校はそうでもございません。

○高村副委員長 そういう関係で、子育てのお医者さんが来ないのもそういう面もあるんじゃないかと思えます。テレビで教育問題でやっていましたけど、頭を伸ばすというか、みんなの、子供らの学力を伸ばしたり、人間性を伸ばしたりするのは、みんながコミュニケーションをとって無から物をつくっていく、何回もそういうことをやれば伸びていくということをお願ひしてました。その点について教育長、どう考えますか。

○二村教育長 今、委員御指摘のように、実は、学力を一番支える基盤として、最近、つながり格差といったような言葉が言われていまして、いろんな人とのかか

わりの中で励まされ、自尊感情が高まる、いわゆる地域の共同体、福井とか、秋田はそうですけれども、そういうふうに強いところというのは、比較的学力が、いわゆる特に基礎学力が安定しておるといふふうに言われております。ですから、尾鷲なんかも共同体意識が結構ありますので、基盤としては、もう少し組み立てる必要はあると思いますけれども、今後取り組むべき焦点というのははっきりしていますので、ともかくこの間村田議員の叱咤激励のお言葉もいただいて、私自身はこの課題をゼロにする、子供たちは大人みんなで育てる、今学校を変えなければ、本気で取り組まなければというふうに思っておりますので、ここでいろいろ御意見をいただいて、もう一つ自分に、また学校に、みんなにハッパをかけながらつながりをつくり上げたいなというふうに思っております。

○高村副委員長　　ぜひとも教育長の思うようにやってもらいたいと思います。本当にないものから論議して自分のこういうものをつくるんじゃないかと、そういう発想が今の子供らに欠けているように思います。ぜひお願いします。

○濱中委員長　　この間の一般質問でもかなり方針などの確認がされておりますので、きょうの意見も含めてきっちりと進めていただきたいと思います。

○野田委員　　結果報告を見せていただく中で、教育委員会として、この評価についていろいろ分析はされていると思うんですけれども、これをどのように生かしていくかという分はどうですか。要は、いつからやられておるかわかりませんが、僕、小学校、中学校の視察じゃないですけれども、行かせてもらって、非常に僕らの時代とは違う、レベルが高い。というのは、いろんなボリュームがあり過ぎるというような感じを受けていまして、本当に一生懸命子供たちがやっておる姿というのは非常にうれしいことなんですけれども、ただ、教育に関して、ある一定の時間というのが必要となってきます。その中で、何の方針を持って尾鷲の教育、学力だけじゃないと思いますけれども、どういう方向、この分析結果で求めるのかということ、その求めたものをどのようなカリキュラムじゃないですけれども、例えば国語でしたら、何が目的なのか、どういうことをまず。そういうトレーニングだと思ふんですよ、学力というのは。

要は何が大事なのか、何をこの人が言っているのかとか、どういう文章を書いたらいいのかと。これは大人になっても一緒のことなんですけれども、そういう部分というのは明確になっていないと授業が将来的に生きてこないと僕は思うんですよ。数学でも、何がこれは現実的に使われるのかとか、そういう目的意識を明確にすることによって考える力というのは出てくると思っておりますので、そこら辺の分析は

いいんですけれども、そうしたら、これを結果が出た中でどういうふうにして改善していく、活用していくか。今の24時間しかない時間の中で、1日、8時間しか学校にいないとすれば、どういうものを目指すのかというものを明確にしないと、子供も、こっちへついたり、あっちへついたりという非常に不安定な形になってしまって、きちっとした明確を生徒にまず伝えることが大事じゃないかなと僕は思うんですが、いかがですか、教育長。

○濱中委員長　今の質問で、改善ポイントとか、取り組みは先ほど説明をいただいていますけれども、重ねてお聞きしますか。

○野田委員　重ねて聞きたいということです。

○濱中委員長　教育長、簡潔に。

○二村教育長　やるべきことははっきりしています。まずは、基本は、聞くこと。わからなければ聞く、調べる、これに尽きます。教えられて、それをわからなければ聞く、そこを非常に大事に今しております。ただ、なかなか努力をしても、それが結果につながらない子供たちというのがおりますので、それを見たときに、今御指摘のように、振り返る時間、それが随分少なくなっています。我々が小さなころは、学校の授業で習って、そしてドリルをする時間が十分あって、家でそんなに勉強せんでも集中してやればできました。今はそういうわけにはいきません。家庭でも一定の1時間以上ぐらいの学習が必要になってきております。

今回の結果、不十分ながらも、それぞれの教科の中に、今、主幹から報告していただいたように、強みもありますし、弱みもあります。現在、すぐに各学校へ指示をさせていただいて、放課後の学校での学び場をつくって、弱い時間を補充して底上げを図る。いわゆるそういう取り組みを始めております。

それから、また、諸先輩、また、地域の方々をお願いをして、できれば今後地域での未来塾的なことを募って取り組んでいきたい。まず、いわゆる子供たちの学んだことが振り返る場を家庭でも、地域でも保証して、学習の時間、学び直す時間をとにかく蓄積させていきたいというふうの一つ考えております。

それから、もう一つ、今回結果を見ていただいて、非常に低い状態になっています。逆に言えば伸びしろはたくさんございます。そういうふうにつけておりますし、伸びる力を持っておると思いますが、先ほどの報告にもあった、今までの子供以上に夢や目標を持っている子供がいるので。

それと、もう一つは、学校や家庭で励まし、またきめ細かな指導を今しながらモチベーションを高める。幸い、昨年とことしのデータを見ても、中学校では小六当

時よりも力を伸ばしています。平成25年の小学生が平成28年の中学校のときのデータを見てもらったらわかりますし、平成26年の小学生の平成29年の中学校のデータを見てもらったらわかります。そういうふうに、今、中学校では、子供たちのそういう状況を伸ばす実績を持っていますので、平成27年の子供たち、28年の子供たちの今の実態を見てもらいますと、今後、伸びていくことはデータ的にも十分期待されることだというふうに思いますので、少し課題になっています小中連携の取組についてはさらに強化をして、中学校区の校長会を頻繁に輪内でも、尾鷲でも行っていただいておりますので、ともかく特に小学校での家庭生活の見直し支援等も進めながら、今言ったようなことについて強化して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○野田委員 教育というものは、僕は僕なりに、モチベーションというか、意欲が出てくる状態にするときに伸び代があると思うんですよ。全て個人差がありますから、100%いく人いろいろありますけれども、そこら辺を大切にしたら、何でやるかという部分を先生と児童・生徒の方と十分一緒にやってこそ意欲、意欲があることによってそれが継続する、継続することによって成果が出てくると。それは学力だけじゃなくて、スポーツでも芸術でも何でもいいし、文化でも一緒だと思うんですけれども、そういう部分の何でやるかという分を。ただ漠然と授業だからやるんじゃないで、僕はそこが一番、小学生のときは難しいかもわかりませんが、中学校になってきたら、将来何になりたいかとか、目的意識というものは、今の中学生の方は昔に比べて少ないかなと僕自身はするわけなんですけれども、高校生になっても、そこら辺の部分の土壌づくりというか、そういうものは僕は必要じゃないかなと思いますけれども、どうですか、教育長。

○二村教育長 今の小学生、中学生のほうが我々のころよりは目標はしっかり持っております。

○村田委員 10ページですか、主幹の説明にあったんですけれども、めあてと振り返りを位置づけた授業を展開しますということだったんですね。それはそれで結構だと思いますし、努力をしていただきたいなと思うんですが、こんなことを、どうなのかなと思いますけれども、実態だけ一つだけお話をさせていただきたいと思うんですけれども、高校受験を控えた中学校2年、3年生の子が、どうしても1教科、2教科の点数が非常に悪いんだということで悩んでおった。親御さんも非常に悩んでおって、その子は塾へ行かせていないんですね。教育長の話もありましたけれども、学校から帰ってきて自分で勉強したりする、あるいは塾へ行って復習を

したりいろいろする子がたくさんいるんですけれども、中には行かない子もたくさんいるわけなんですね。そういった行かない子が、親御さんもそれを教える力が無い。どうしたらいいんだということで一遍私も話を受けまして、ある塾で先生をしておる人に、空き時間でいいから、ちょっとだけ、30分でも1時間でも見てやってくれないかと、短期間ですよ、1週間2回ぐらいだったんですが、二、三人の子供をボランティアで見てもらったんですね。

1回見て、その話を聞くと、あの子たちは全然こんな点数をとるような子供じゃないですよということを言うんです。どういうことなのかというと、結局、基礎が完全にわかり切っていないと、基本ですね。ですから、基本をもう一回かみ砕いて教えたならあれじゃないんですかねということで、そうしたら、基本だけきちっと教えてやってよということで教えたんですよ。3回ぐらい教えてくれたと思うんですけど、そうしたら、その3人の子供たちが、どんどん不得手だった点数がぐんと上がって平均点ぐらいの点数をとれるようになったんですね。

ですから、一事が万事じゃないですけれども、基本がどこにあるかということ子供たちに理解させると。私は専門家でもないし、ましてや教育というのは余り知識はありませんけれども、しかし、実態としてそういうことがあったものですから、そういうところを学校が指導する側から、基本、少し重点を置いてやっていただくと、昔はよく落ちこぼれなんてありましたけれども、今はそういう言葉は使いませんが、実際これは不得手だから、平均点でこれまでいい点数をとってきたけれども、5科目についてはよかったけれども、あとの2科目で平均点がどんと下がったというようなことで、受検とか、いろんな悩みを抱えるということもあるものですから、その辺、教育の専門家の皆さん方にこんなことを申し上げると、本当に釈迦に説法でありますけれども、どうか保護者の願いとして、一つとめ置いて、その辺のところをまた御指導していただくということを要望しておきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○二村教育長　　本当にありがたいことでございます。前にお話を聞かせていただいて、早速その時点で中学校へ、ともかく忙しいだろうけれども、そういった聞ける体制、またフォローする体制をつくってあげてほしいというお話をするとともに、実は、我々、退職した教職員の集まりがあるわけなんですけれども、実は、そこへもいろいろお願いをして、できれば、特にそういう塾へも行ってない、また学校の勉強がなかなかわからない、そういう子供たちに本当に未来塾というふうな形で、地域のいろんな公共施設があるわけですので、使ってやれないかという取組を今考え

させてもらっております。これはぜひ実現したいなというふうに思っておりますし、今のところ、実は私のところへも、先生、理科の授業でこういうようなところがわからぬのでちょっと教えたってとか、また逆に、自分が忙しいので、理科の先輩とか、いろんな人に頼んで、こうこうこういう話があるので、一遍見てやってくれんかとか、そういう取組は実はあちこちでさせていただいておりますけれども、これは点での話ですので、やっぱり線、面にして組織的に、今、村田議員が御指摘いただいた、そういう御不安、また悩みを抱えている子供たちを一人でも多く減らしていきたいというふうに考えております。

○村田委員　ぜひ教育長、そのようにお願いしたいんですが、本人もさることながら、親御さんも、保護者の方も、自分の子供が学力がちょっと低いんですということとはなかなか相談しにくいものですから、そういう形で教育長の言われるような方針で進めていただくということが大切かと思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○高村副委員長　しゃべり忘れていましたけど、先ほど言ったコミュニケーションをするというのも大事ですけど、僕らの世界では、集中したらやっぱり頭へ入るんですよ。その集中するために何をするかというと、黙想するんですよ。目をつぶって無になる。子供らにそれをせえというのは無理かもしれませんが、尾鷲独自の教育というものを、ええことはやったほうが良いと思うんですよ。それで伸びればもうけもん。ええというものをやってもらいたいと思います。

○二村教育長　今のお話、実は、せんだって中学生から、なかなか勉強、受験も入ってくるのでどないしたらええんやろうと。すぐ気が散ってしもうて、集中できる方法がないかという相談を受けて、早速教育長便りにそういう勉強の仕方、また集中のあり方を書かせていただいて、アップをさせていただきました。また参考にさせていただけるとありがたいなというふうに思います。

○濱中委員長　この結果から見るときに、学力だけじゃなくて、生活習慣のあたり、全てとって、今の子供たちを取り巻く状況の厳しさというのもニュースなんかで取り上げられる、貧困の問題であるとか。そういう学習機会を子供たちから奪わない取組というのはこれから積極的にやっていただきたいし、そういったまた成果報告などをいただければなと思います。

それと、もう一つが、学校と家庭と子供たちの関係の中のカウンセリング機能というものの強化、これは教育予算のことにも大きくかかわってきます。どうか尾鷲の子供たちの未来づくりのための予算でもあると思います。カウンセリング機能と

というのは、子供、保護者、あと現場の教師にとっても重要な部分を今は占めていると思いますので、どうかそういったことも含めて、また学習調査のあたりを分析しながらぜひ進めていただければと思います。

学校教育についての報告は以上でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　　そうしましたら、生涯学習のほうに移りたいと思います。

12時を過ぎますが、このまま続行させていただきます。途中で時報の入るときには発言をとめますので、よろしく願いいたします。

では、生涯学習課長、お願いします。

○芝山生涯学習課長　　それでは、生涯学習課からは、報告事項といたしまして3点御報告のほう、させていただきたいと思います。資料のほうで御説明をさせていただきたいと思いますので、通知をさせていただきます。

それでは、資料のほうを1枚おめくりいただきまして、資料1をごらんください。

青空図書館イベントについてでございますが、9月定例会での当委員会でも御報告をさせていただいております地方創生推進交付金事業の中のイベントでございます。10月22日に開催する予定でしたが、台風21号の発生に伴い延期をさせていただいております、スタッフの皆さんや講師の先生方との日程調整も整いまして、2月11日、日曜日、建国記念日を挟む3連休の中日になりますが、2月11日に開催することとなりましたので、御報告のほうをさせていただきます。

内容につきましては、おおむね前回御説明したとおりでございますが、一部変更になった点がございまして、それは、まず、①のピクニックライブラリーというものでございますが、本来中庭の芝生広場のところで寝転がりながら本を読んでいただくという開放的な読書をするというのが目的でしたが、2月になって寒くなるということから、会場を3階の講堂のほうに変更させていただいております。以下、順次中身のほうを御参照いただきたいと思います。皇學館大学の学生の皆さんや中條先生、また、イクメンクラブの長谷川代表、それから、美容料理研究家の常田さんという皆さん方にお越しいただきながらイベントをしかけてまいりたいというふうに思っております。

また、一番下の米印の附帯イベントのところでございますが、こちらのほうは、子ども会議という会議を開催させていただきます。附帯イベントとして同時開催いたします。これは、尾鷲市子ども会育成会連絡協議会、いわゆる市子連でございますが、この市子連と教育委員会が共催をするもので、講師の先生に、NPO法人子

どもアイデア楽工の理事長、山上先生にお越しいただきまして、子供たちが自分たちでやりたい子ども会行事とか、まちづくりについて話し合っ、それを大人が周りで聞きながら実現することができるか、またそれはどうしていけばいいのかというようなことを大人がフォローするというような会議を持ちたいと思います。

市子連につきましては、会員団体の減少が続いておりまして、そもそも、改めまして市子連の役割とか、定義とかというのを考え直そうという役員の皆様方からの意見も受けまして、こういう取り組みをさせていただこうとするものです。

○濱中委員長 課長、ちょっと待ってください。時報が入りますので。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○濱中委員長 再開いたします。

○芝山生涯学習課長 それでは、続けて説明いたします。

子ども会の役割というものと、それとそれを見守る保護者や地域の育成会という役割というものをはっきりして、それを連絡協議会としてまた改めて考えていきたいというような思いから、こういう子ども会議の意見を踏まえて今後考えていきたいというふうに思っております。

それでは、次の資料2をごらんください。

同じく、地方創生推進交付金事業でございます。見守り子育て講演会の二つの御説明をさせていただきます。

まず、一つ目は、家庭及び子育て支援者向けといたしまして、東京都で子育て講演会や家事アドバイザーとして活躍されておりますHome to Work代表の糸井優子さんをお招きいたしまして、「子どもの見えない学力を育む家づくり・親づくり」というタイトルで御講演をいただきたいと思います。この講演は、ぜひ多くの家庭の皆様方にもお聞きいただきたいということから、尾鷲市PTA連合会との合同開催として父兄の皆様、保護者の皆様にもお聞きいただきたいというふうに思います。

なお、講師の糸井さんは、平成6年に御主人様が尾鷲郵便局の局長として尾鷲市に1年間赴任をされておりました、そういう関係もございまして、尾鷲に物すごく思い入れを持っていただいている講師の先生でございます。この方も、イクメンクラブの長谷川代表を通じてつなげていただいた方ございまして、全国各地で子育てに関するすばらしい活動をしているということで、今後またいろいろかかわって

いただきたいというふうに思います。日時は来年1月28日、日曜日、PTA大会との兼ね合いから、1時50分という時間帯でございますが、またぜひお聞きいただきたいというふうに思います。

②でございます。これは、今度は子育て支援をされている、実践をされている方向けのスキルアップ講習といたしまして、昨年度もお越しいただいております子どもアイデア学校の山上先生にお越しをいただきまして、子供の主体性というものを引き出すための「ソウゾウリョクUPコーチング」というタイトルで、活動している皆さん方にどのような今後子供たちにかかわり方をしていけばいいかというようなテーマでお話をさせていただきます。

こちらは、定員のほうは20人と若干少なくはなっておりますが、実際今活動をしていただいておりますサークルや団体の皆様方に聞いていただいて、二つのソウゾウリョク、クリエイティブの創造と、考えるイマジネーションの想像、二つのソウゾウを生かしたコーチングという視点での接し方を学びたいというふうに思います。

次のページをごらんください。

こうした見守り子育て推進事業での取り組みの事業イメージを図示しております。左側のほうのスキルアップ講習と真ん中の研修会につきましては、子育てにかかわっていただくプレーヤーやサポーターの皆様方を対象に開催をさせていただきます。先ほどの山上先生の「ソウゾウリョクUPコーチング」についてはスキルアップ講習として開催し、真ん中の研修会というのは、社会教育団体の皆様方や社会教育委員の皆様方に、先日11月9日に既に開催をさせていただきます、28人の皆様に参加していただきました。

ここでは、自分たちができることでどういうふう子供たちにかかわっていけばいいのか、先ほどのつながり力というようなことも踏まえまして、地域としてどのように子供たちにかかわっていけばいいのかというようなことを、それぞれのお立場から考えていただいて提案いただいたものでございます。また、一番右端のほうでは、家庭とのつながりという点で、先ほどの桑井さんの講演会を今後開催したいというふうに思います。

こういう見守り子育てにかかわる皆さん方とともに、尾鷲子育てHappyという概念を形成していきたいというふうに考えております。これは、先日行われました福祉保健課が中心になって行われました健康Happy Dayというイベントがございましたが、そこで健康にかかわるあらゆる市民団体や関係機関の皆様方が

健康Happyという概念をつかってああいうイベントを開催しております。それを参考とさせていただきまして、これからの子育てにかかわるHappyを形成していこうというようなものでございます。そこに地域、行政、学校がかかわりながら子育てしたい、しやすいまちづくりにつなげていき、いずれは定住促進、移住促進につなげていこうという取り組みでございます。

見守り子育て推進事業については以上のとおりでございます。

続きまして、資料3をごらんください。

これは御報告でございますが、郷土室の企画展示についてでございます。前回の委員会で、旧の尾鷲町の町名を展示いたしました旧尾鷲町之昔展という展示を御案内させていただきましたが、今回は11月27日からその展示を入れかえまして、須賀利から梶賀までを七浦と表現いたしましたして、七浦の昔展ということで今展示のほうをさせていただいております。須賀利・九鬼・早田から賀田・曾根・梶賀までずっと、それぞれの町名の由来、いわれなどを掲示しているものでございます。また、こちらのほうは2月末ごろまでずっと展示のほうをさせていただきたいと思っておりますので、機会がありましたらぜひごらんいただきたいというふうに思います。

なお、終わりました尾鷲のほうの町名の昔展のほうの内容につきましては、現在、市のホームページのほうからダウンロードして、印刷などしていただけるようにしておりますので、希望の方はどんどん御活用いただきたいと思っております。また、ホームページ等をごらんになれない皆様につきましては、公民館の窓口にお越しただいてお申し出いただきましたら、印刷したものをお渡しさせていただきたいと思っております。また、学校とも連携をして、ぜひ子供たちに自分たちの町の町名の由来とかを知っていただいて、尾鷲のことをより知るおわせ人づくりにつなげたいと思っておりますし、成人式の会場でも新成人にもこの二つの冊子を記念品として配らせていただいて、成人の機会にまた尾鷲のことを知っていただくというような取り組みにつなげてまいりたいと思っております。

生涯学習課からは以上でございます。

○濱中委員長　これから行われますイベント、それから中央公民館の展示などについての御案内をいただきました。

これについては御意見はございますか。よろしいですか。

○仲委員　先ほど、市民課のほうからお知らせというか、報告がありましたのですけど、コミュニティセンターの関係で、今が日月が休みなんですけど、月曜日にも証明書を発行してほしいということで、出張所と同じ土日を休みにしたいという

報告がありました。ただ、私の考える中では、コミュニティセンターの主たる目的が、一つには子供たちの居場所づくりの中で、図書室があつて、日曜日はだめですけど、土曜日が自由に開放した中で活用できるような方向の中では、生涯学習課と協議をしたかどうかということを行いましたもんで、今後協議があると思うんですけど、そこらも十分検討した中でコミュニティセンターのあり方を決めていただきたいと、このように思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○濱中委員長 報告事項は以上なんですけれども。

○楠委員 その他で大変申しわけないんですけど、委員会の席なので、学校のことでちょっと確認しておきたい。それでは、ちょっと気になっているんですけど、学校の統廃合の問題、課題が今後出てくる中で、新年度予算にハード、ソフトを含めて現在検討されているのか、されていないのかによるんですけど、ぜひ、されているのであれば、早目に情報提供とか、公開をしてほしいなというふうに思っています。

特にこの問題は、やはり地域の問題もあれば、尾鷲市全体の問題がありますし、予算との絡みが出てくると、相当新年度予算の段階で厳しい質問が出てきたりするんじゃないかなというふうに思いますし、地域の方の声も反映する、あるいは尾鷲市全体のことを本当に考えておかないと、後で禍根を残すことになりますし。

先ほど、教育委員会の学校レベルの話もありましたけど、本当に少人数の教育がいいのかどうかの議論もソフトの部分でしっかり議論しておかないと、協調性とか、いろんな面でさらにまた課題が出てくるのかなという気がしますので、ぜひ、予算措置をされているのであれば早目に情報をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○濱中委員長 予算の面に関しましては、それこそ予算委員会の話になってくるかと思うんですけども、予算の事前調査ができるのかどうかということもありますけれども、ソフトの面の地域の話し合いの流れもあると思いますので、タイミングもはかってまた御相談をいただきたいと思います。議案として固める前の段階の話というふうに楠さんの御意見はあると思うので、そういったあたりで細かい回数でのやりとりもこちらも必要かと思っておりますので、今後また年明けあたりから、どういった流れをつくるのかということは密に報告、情報交換させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○加藤市長 皆様方に御了解いただいているということは、要するに三木小と三木里小学校の統合の話についての結論は平成29年度中に決定しますということは統一見解なわけですね。皆さん方も御了解いただいております。その前に、じゃ、3月31日にこっちに決めますというようなばかなことはしません。当然のことながら、議会の皆様方や議員の皆様方にいろいろな中間発表とか、こういう方向でというようなことは、我々執行部としては説明責任というのは絶対ございますから。で、3月31日までに一応決定するというような、そういう手順を踏んでおりますので、当然のことながら、委員長おっしゃるように、年明けぐらいからやっていかないと、逆に言うたら間に合わないと思います。私もやっぱり気になっているんですよ。そういうことも含めて、御理解いただけるようなことをお示しできればと思っておりますので、そのときにはよろしく願いしたいと思っております。

○二村教育長 少人数教育云々というあたりを議論するとちょっとあれなので、ただ、少人数の教育の学力、体力、いろんな点でいえば、これは非常に高い数値を示しております。協調性云々という部分は、今、個の教育を充実させることによって、プレゼンテーション能力とか、いろんなものが高まっていますので、集団の中でもまれて高まるというやり方ではなしに、個々にどういう力をつけていくという方向ですので、大きな教育の流れの中でまた今後お互いに研究して議論していただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○濱中委員長 そういった大人数がよいのか、悪いのかということも、それは地域のほうとしても気になっているところでもあります。材料の一つとして、情報交換の中での資料提供というあたりで、教育長のお持ちの情報などを私たちにもお披露目いただければ、そういった機会を持ちたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで、報告事項をいただいたのは以上なんですけれども、私のほうでちょっと気になっていることが、今回の本会議の質疑の中で、奥田議員のほうからプールの補助金のあたりの質問が出たときに、前回の委員会で消費税に対する考え方をこちらからも説明を求めなかった経緯もあるんですけれども、今後また、新年度以降の補助金を考える中で、そういったあたりの方針も示していきたいというような答弁をいただきました。ですので、今からその説明を求めても、質疑のときと同じことを重ねてしまうんですけれども、今回、4月以降の方針を固めていく中で、今回この際なのでというあたり、御指摘がある方がいらっしゃったら求めておこうかなと思うんですけれども、時間も過ぎておりますけれども、よろしいですか、どうです

か。

○高村副委員長　　質疑にもありましたとおり、プールの問題は、市民が手間がかかるのを一番嫌うんです。市長もおられるので言いますけど、この際、11月、12月とやってみて、人数は大体把握できますね。それによって負担金を決めて、海山町と尾鷲は同じ待遇にすれば、行ってそのお金を払うだけで市民は納得するんです。そのかわり、紀北町と市長が話をしてもらって、負担金を決める。そうすれば、市民の人に何もわざわざカレンダーに判を押して、月末に体育館へ行って金をもらうということをせんでもいいから、それが一番だと思いますけど、どうですか、市長、そういう方法。

○加藤市長　　いろんな方法論があると思います。補助金の額をきちんと地元の紀北町と一緒にすることが原則ですし、そういう話の中で、どういう方法論がいいのかということは、もう一度担当のほうとじっくり話しさせていただいて、さっき高村副委員長のお話も参考にさせていただいて、基本的には、市民のために、要するに手続の話ですよ、その辺のところはどうしたらいいのかということも考えさせていただきながらお示しさせていただきたいと。今、はいわかりましたという結論は非常に難しいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○濱中委員長　　議決事項になるまでにそういった経過のまた報告をいただく場面もあるかと思いますが、それも踏まえて、今の御意見も踏まえて、また検討いただければと思います。

これは、また4月以降に向かったの補助金の審査会もありますよね。

○芝山生涯学習課長　　10月の委員会でのプールの説明のところで、消費税等について欠けておりましたところは本当に申しわけございませんでした。先ほど委員長がおっしゃっていただいたとおり、新年度に向けて、また質疑の内容も踏まえまして再度検討させていただいて、新たな考え方でする際には、委員会にも、また庁内の中では、補助金等審査委員会にも諮りながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○濱中委員長　　よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　　そうしましたら、以上で教育委員会報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

このまま採決させていただきます。

採決の前に、この際、委員会の中で御発言されたことで、特にこれは強調してお

かなければならないものがありましたら。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　　そうしましたら、採決に移らせていただきます。

議案第63号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定について、可決すべきとする者の
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○濱中委員長　　挙手全員ということで可決といたします。

委員長報告はお任せいただければよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　　それでは、以上で生活文教常任委員会を閉じます。

(午後 0時21分 閉会)